第375回三木市議会臨時会提出議案の概要

第375回三木市議会臨時会(令和5年5月16日開会)に提出予定の議案4件(専 決処分の報告4件)の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

- (1) 報告第 1 号 専決処分について (三木市税条例の一部を改正する条例の制 定について) (税務課)
 - ア 改正理由 地方税法の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。
 - イ 改正内容
 - (ア) 軽自動車税関係
 - a 環境性能割の税率区分の見直し
 - (a) 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を 踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで 据え置く。
 - (b) 2035 年電動車 100% (乗用車新車販売) とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における 燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。
 - b 種別割のグリーン化特例の見直し 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別 割▲75%軽減)について、適用期限を3年延長する。
 - (イ) 固定資産税関係
 - a 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の 減額措置を創設

改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税を1/3の割合で減額する。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

(2) 報告第2号 専決処分について(三木市都市計画税条例の一部を改正する 条例の制定について)(税務課)

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用する規定について項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

(3) 報告第3号 専決処分について(三木市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について)(医療保険課)

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	65 万円	改正なし
後期高齢者支援金分	20 万円	22 万円
介護納付金分	17 万円	改正なし

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5 割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後	
7 割	43 万円+10 万円×(給与所得者等の	(改正なし)	
軽減	数一1)		
5 割	43 万円+10 万円×(給与所得者等の	43 万円+10 万円×(給与所得者等の	
軽減	数-1) + <u>28 万 5 千円</u> ×被保険者数	数-1) + <u>29 万円</u> ×被保険者数	
2 割	43 万円+10 万円×(給与所得者等の	43 万円+10 万円×(給与所得者等の	
軽減	数-1) + <u>52 万円</u> ×被保険者数	数-1) + <u>53 万 5 千円</u> ×被保険者数	

ウ 施行期日

令和5年4月1日

(4) 報告第4号 専決処分について (令和5年度三木市一般会計補正予算(第1号))

令和5年度4月補正予算の専決処分について

物価高騰の影響を大きく受けている低所得の子育て世帯に対し、一刻も早く給付金を支給するために必要な経費について、令和5年4月17日に専決処分を行いました。申請が不要な令和5年3月分の児童扶養手当受給者等については、5月末までの支給をめざし、現在、準備を進めているところです。

1 予算の規模

(単位:千円)

	会 計	名	(補正号数)	補正前の額	補正額	計
_	般	会	計(第1号)	35, 520, 000	75, 270	35, 595, 270

2 補正予算の内容

(1) 低所得の子育で世帯に「子育で世帯生活支援特別給付金」を支給【国庫補助】 75,270 千円 【健康福祉部 子育て支援課】

物価高騰の影響を大きく受けている低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ア 支給額 児童1人当たり5万円

イ 対象者

- (ア) ひとり親世帯
 - a 令和5年3月分の児童扶養手当が支給される方(申請不要)
 - b 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方のうち、児童扶養手当の所得制限額を下回る方(申請必要)
 - c 物価高騰の影響を受けて家計が急変している、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方(申請必要)
- (4) ひとり親世帯以外の子育て世帯
 - a 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の受給世帯(申請不要)
 - b 直近で収入が住民税非課税相当に減少した家計急変世帯(申請必要)